

# 鳥取縣公報

昭和二十二年五月九日 金曜日  
第千八百七號

本書ノ大キサハ國定規格ヲ列

## 告示

鳥取縣告示第百七十九號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左のものを指定する。

昭和二十二年五月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所々所在地	氏名	指定年月日
呼吸科	東伯郡赤碓町大字赤碓桐谷信雄	昭和	年月日
内科	西伯郡逢坂村大字上市馬淵時彦	昭和	年月日

鳥取縣告示第百八十號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左のものを指定する。

昭和二十二年五月九日

診療科名	診療所々所在地	氏名	指定年月日
齒科	米子市米原七七番地	大西吉重郎	昭和

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百八十一號

左記の通り専用漁業權の存続を免許した。

昭和二十二年五月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番號 第一二六五號
- 二、免許年月日 昭和二十二年一月一日
- 三、漁業權者 東伯郡逢津村東郷湖漁業會
- 四、漁場の位置 東伯郡東郷湖
- 五、漁業の種類名稱 慣行専用漁業
- 六、漁獲物の種類 こひ、ふな、ぼら、うなぎ、せ  
こ、いな、なます、えび、は

七、漁業時期、周年  
 八、漁業權の存續期間 自昭和二十二年一月一日  
 至昭和二十四年十二月三十一日

◇鳥取縣告示第百八十二號

昭和二十二年五月八日左記の者に對し勳力勲摺業免許證を  
 下附した。

昭和二十二年五月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號

住 所 氏名

一六六五 日野郡八郷村字久古六一七番地 松原秀久  
 一六六四 同 番原五五二番地 岡田光信

◇鳥取縣告示第百八十三號

狂犬病豫防のため昭和二十二年五月十二日から二十五日  
 迄の間において畜犬にたいし次の要領で狂犬病豫防注射を  
 實施する。

昭和二十二年五月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

要 領

- 一、區域及び日時を次のように定めて狂犬病豫防注射を  
 行うから其の區域に飼養する畜犬は各所定の日時及び  
 場所に牽行して注射を受けねばならない。
- 二、指定の區域は異つても便宜上最寄りの場所に牽行す  
 るは差支ない。
- 三、畜犬鑑札は其の犬に附けて牽行せねばならぬ。但し  
 申請手續中又は紛失の場合は市町村役場の證明を携行  
 すること。
- 四、豫防注射を終了した犬には狂犬病豫防注射済の證を  
 交付する。
- 五、前記注射済證は一ヶ年間保存して置かねばならない。
- 六、これと同時に野犬の掃蕩を行うから期間中畜犬は繫  
 留して置くこと。

記

署管別

接種日時

區域(市町村)

携伴場所

實木署同十九日

吉岡、大郷

吉岡駐在所

鳥取署昭和二十二年五月

鳥取市一圓

鳥取警察署

同

實木、酒津、瑞穂、末恒實木警察署

同 十二日(午前九時

鳥取市一圓

鳥取警察署

同

鹿野、小鷺河 鹿野駐在所

同 十六日(午後三時迄)

鳥取市及大正、千

同

同 二十日

正條、勝谷、逢坂 濱村同

同 (以下同じ)

代水、東郷

同

同 二十日

青谷、日置、日置谷青谷同

同 同十四日午前中

賀露

賀露駐在所

同

中郷、勝部 中郷同

同 同十五日午前中

湖山、松保

湖山同

同 十三日

西郷、小晴、社 同

同 同十六日午前中

美穂

美穂同

同

北谷 北谷駐在所

同 午後

米里、津ノ井

津ノ井同

同 十四日

上井、上北條 上井同

同 午前中

宇倍野

宇倍野同

同 十五日

三朝、三徳、小鹿 三朝同

同 午後

成器、大茅

成器同

同

旭、竹田 旭同

同 同十七日午前中

福部

鹽見同

同 十六日

宇野、泊、淺津、長瀬宇野同

同 午後

本庄、小田

本庄同

同

下北條、中北條 下北條同

同 午前中

浦富、大岩、網代

浦富同

同 十七日

由良、大誠、灘手、榮由良同

同 同九時から三時迄

岩井、蒲生

岩井警察署

同

上小鴨、矢送、南谷 矢送同

同十九日	山守	山城	山守	同	若櫻署同二十一日	富益、彦名、夜見	富益同
八橋署同二十日	八橋	高城同	八橋警察署	同	同	若櫻、池田、丹比	若櫻警察署
同二十一日	赤美、安田	赤碓駐在所	赤碓駐在所	同二十一日	安部、八東	安部、八東	安部駐在所
同	成美、以西	以西同	以西同	同二十三日	河原、八上	河原、八上	河原警察署
同二十二日	下中山、上中山	下中山同	下中山同	同	大和、神戸	大和駐在所	大和駐在所
同	浦安、上郷、古布庄	下郷同	下郷同	同二十四日	西郷	西郷同	西郷同
米子署同十二日	米子市	米子警察署	米子警察署	同	國英、散岐	國英、散岐	國英同
同十三日	米子市及成實	米子警察署	米子警察署	同二十六日	賀茂、國中	賀茂、國中	賀茂同
同	皆生	皆生駐在所	皆生駐在所	同	船岡、大伊	船岡、大伊	船岡同
同十四日	巖、日吉津、大高、春日	巖同	巖同	同二十七日	大、用ヶ瀬	大、用ヶ瀬	用ヶ瀬同
同	淀江、大和、宇田川	淀江部長派出所	淀江部長派出所	同	佐治	佐治	加瀬木同
同十五日	所子、高麗、大山	所子駐在所	所子駐在所	智頭署同二十八日午後	智頭町	智頭町	智頭警察署
同	御來屋、庄内、名和	御來屋同	御來屋同	同	同	同	那岐駐在所
同十六日	光徳、逢坂	逢坂同	逢坂同	溝口署同二十二日	山郷	山郷	山郷同
同	縣、大幡、幡郷、五千石	岸本同	岸本同	同	溝口、二部、日光	溝口、二部、日光	溝口警察署
同十七日	尚徳、手間、天津	天津同	天津同	同	八郷	八郷	八郷駐在所
同十九日	大國、法勝寺、賀野	法勝寺同	法勝寺同	同二十三日	江尾、神奈川、米澤	江尾、神奈川、米澤	江尾同
同	東長田、上長田	法勝寺同	法勝寺同	同二十四日	根雨、日野	根雨、日野	根雨部長派出所
同	境、外江、上道	境警察署	境警察署	同	黒坂	黒坂	黒坂警察署
同二十日	中濱、大徳津、崎	大徳津駐在所	大徳津駐在所	同二十五日	日野上、多里、榮	日野上、多里、榮	生山駐在所
同	津和野	余子同	余子同	同	石見、山上	石見、山上	生山駐在所
同二十一日	渡、余子	余子同	余子同	同	大宮、阿尾線	大宮、阿尾線	大宮同

昭和二十二年五月九日印刷  
昭和二十二年五月九日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町